

特別寄稿



監査をめぐる国際論議 — 会計監査の舞台を支える 公益監視委員会 (PIOB) の インフラ活動 —

Ⅲ. 監査をめぐるさまざまな論議

早稲田大学名誉教授
前・公益監視委員会 (PIOB) ボードメンバー

きたむら とし はる
北村 歳治

※ 本文中における見出し番号、図表番号は、前号からの通し番号となっている。

Ⅲ 監査をめぐるさまざまな論議

本稿 (第3回) は、監査をめぐる諸問題について、(1)財務諸表が作成され監査を受けて投資家等の利用者に提供される流れから整理するとともに、(2)さまざまな企業情報の中の財務諸表の位置づけを確認し、さらに、(3)(1)及び(2)との関連で重要な意味を持つ監査報告書と監査人の独立性に係る基準の最近時の改訂論議を紹介する。最後に、(4)筆者が公益監視委員会 (PIOB) 関連で遭遇した興味あるいくつかの問題を感想風書き記したいと思う。

1. 企業と財務

1-1. 企業の財務情報

企業の財務諸表は、まず、コーポレート・ガバナンスに責任を持つ取締役会等 (企業統治責任者、TCWG)¹ の監視の下で作成され、外部監査人によって監査され、最終的に投資家等の利用に供されるというプロセス

をたどる。それは、今日では企業財務情報のサプライ・チェーンと表現することもできる。このプロセスを支えるインフラは、コーポレート・ガバナンス・コード (CGコード)、会計・監査基準、担当者の育成・再教育と倫理観、投資家を含むさまざまなステークホルダーとの関係等、多岐に及ぶ。

このプロセスからみれば、まず、取締役会等の行動に影響を与えるCGコードの実効性が確保されなければならない。そして、中長期的な観点から投資を行う機関投資家は、投資先企業に関する理解と建設的な対話を通じて当該企業の成果の向上を促すことが期待されている。この機関投資家の行動に影響を与えるスチュワードシップ・コード (SSコード) が有効に働くことによって、上記のプロセスが引き締まったものとなる。この日本版SSコードは既に2014年2月に金融庁主催の有識者検討会によって公表され、機関投資家

にその受入れの検討を要望している。一方、CGコードは金融庁と東京証券取引所を中心に策定され、2015年6月から適用される²。

経済協力開発機構 (OECD) を原点とするCGコードと英国からスタートしたSSコードは、(本稿 (第2回) で述べた) ソフト・ローのカテゴリーに入り、その拘束力は基本的に “comply or explain” となっているが、これは日本でも同じである。ただ、日本の場合、(a)CGコード、(b)SSコード、及び、(c) (2014年末に公表された「監査報告書」関連の) 国際監査基準 (ISAs) の改訂の三者の関係が必ずしもはっきりしていないのではないかという点と、企業価値の形式的な議論がやや前面に出すぎではないかという点が筆者には気になる。

前者については、新たな監査報告書で監査上の問題が透明な形で具体的 (specific) に取り上げられることを踏まえて、機関投資家が (ge-

neric/abstractの) CGコードとSSコードを念頭に投資先企業に具体的(specific)に建設的な提言を行うという認識の確立が重要である³。後者の企業価値については、確かにデフレの脅威がもたらした日本経済の沈滞と日本企業の萎縮を打破することの必要性は分からなくはないが、自己資本収益率(ROE)の具体的な水準にまで言及し、それがあいまいな「資本効率の向上」という形で独り歩きしていることには疑問を感じる。特に、その背後にあるROE引上げの財務テクニックの問題が軽視されていないかという危惧が残る⁴。本件については、ややテクニカルな議論となるので本稿の後段で取り上げる。

1-2. 財務情報の流れに対する醒めた見方

企業の財務情報の形成の流れについては、会計監査の国際的な先達であるNorman Lyle氏が主導した2007年の調査結果がきわめて示唆に富む⁵。そこに示される諸見解はリーマン破綻以前の人々の考えを反映しているが、専門家の真摯な議論は今でも一読に値する。

同ペーパーは、企業の財務情報の流れを、①コーポレート・ガバナンス、②財務諸表の作成、③会計監査、そして、④財務諸表の利用の4段階に分け、監督当局者を含む専門家等のインタビューを踏まえて次のような欠陥を指摘している。

①コーポレート・ガバナンスは、「仏造って魂入れず」、批判逃れの定型的なチェックリスト・メンタリティ等の弊害、②異なる会計基準の問題や複雑な会計処理規定、③監査手順等の過剰規制とそれによる防御的な判断と定型的な監査報告、そして、

④企業活動の複雑性を考えると公開される企業財務情報は氷山の一角。同ペーパーは、また、現代の企業財務に係る仕組みと開示が有効なものになってきている点は認めるものの、(内部統制を含め)規制が細かく複雑(too detailed and laborious)であるために、規制疲労や人材確保・育成への悪影響はもちろん、具体的な情報提示、意見表明等が困難になっている点を指摘している。

特に、③について、同ペーパーは、会計基準と監査基準が不必要なまでに複雑となっており、財務諸表作成と監査に投入される労力が増大⁶しているにもかかわらず、財務諸表のメッセージをきちんと解釈できる利用者の数が減っているという懸念を示している。

さらに、同ペーパーは、アーサー・アンダーセン監査法人の破綻の教訓と、監査人自身も他者によって監査される(auditors are audited themselves)メカニズムの確立は有効な監査にプラスの方向に働いているが、現実には株価を考慮して会計処理を操作しようとする誘引(incentive to cook the books to get share price up)が企業経営者に残っており、業務監査は依然として困難なものとしている。

今後の改革方向としては、(a)監査人としての独立性・客観性・誠実さの確保とともに、(b)金融経済の知識を高めて整合的な監査基準の適用に努め、(c)監査委員会等との対内的なコミュニケーションと投資家等との対外的なコミュニケーションの改善を(特に、定型的な意見表明を超える形で)図る必要があること等を述べている。

そして、②、③のみならず④をも

念頭に置いて、同ペーパーは、会計・監査基準における原則主義(principles-based)と細則主義(rules-based)について、相互に補完的な関係にあるとする認識が定着しつつあるというインタビュー結果を紹介している⁷。同ペーパーは同時に、細則主義による対処はほぼ限界に近づいており(regulatory fatigue)、むしろ、将来的な展望を開いていくには“true and fair”の原則主義に則った財務情報を示すべく、不必要にまで複雑な規制は整理・簡素化し、職業的専門家としての判断を発揮する余地を広げることの重要性にも触れている⁸。

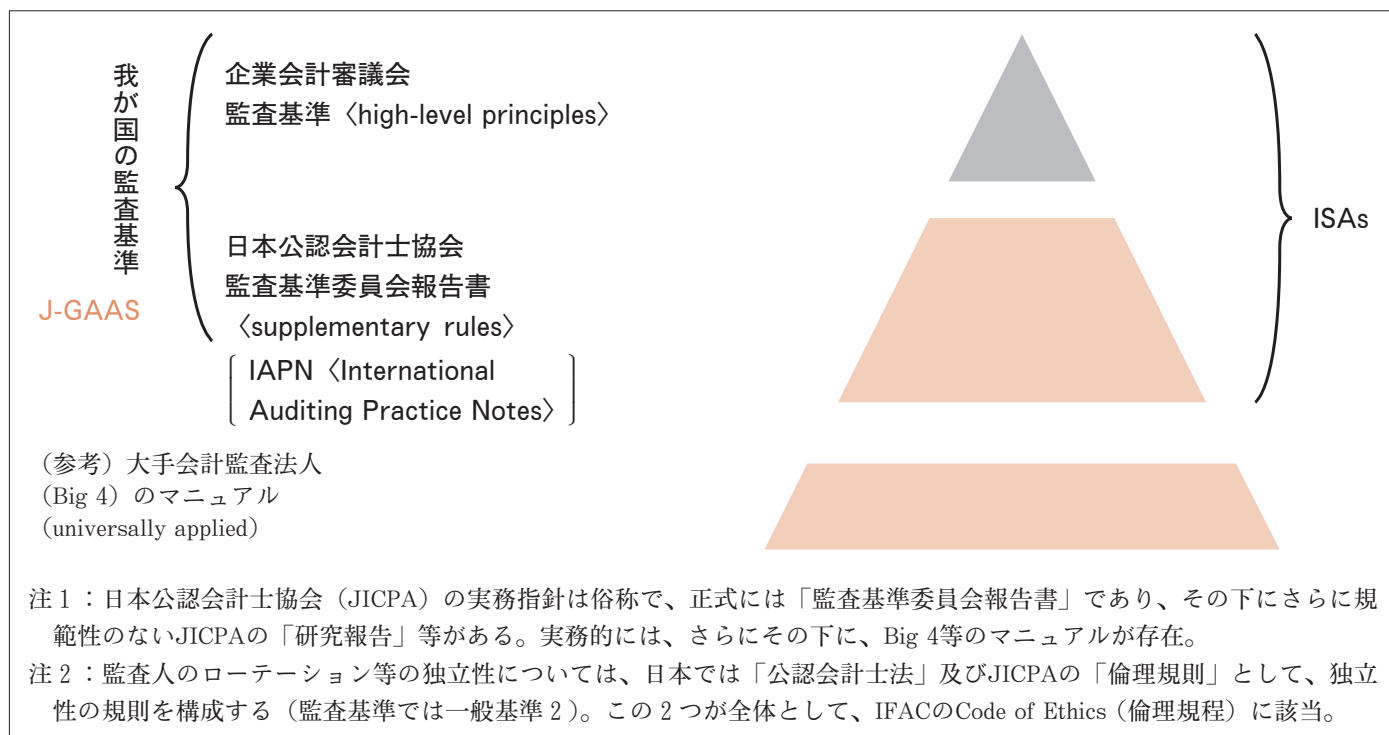
なお、会計・監査基準の国際的な統合の議論は、現在のところ停滞気味である⁹。このような状況を指して、会計基準は、「グローバルで統一」というパーセプションから「グローバルに比較可能」にシフトしつつあるという見方もあるが、大勢としては少数派であろう。一方、統合が遅れている国際監査基準(ISA)は、2014年に欧州連合(EU)がISAに沿った動きを採る可能性がみえてきた。なお、日本の監査基準は、実質的にISAに則る形になっている(図8.「日本の監査基準とISAs」(35頁)を参照。ちなみに、図9.「国際監査基準等の体系」(35頁)、及び、図10.「明瞭性プロジェクト完了後のISAsの姿」(36頁)も参照)。

2. 企業情報

2-1. さまざまな企業財務情報

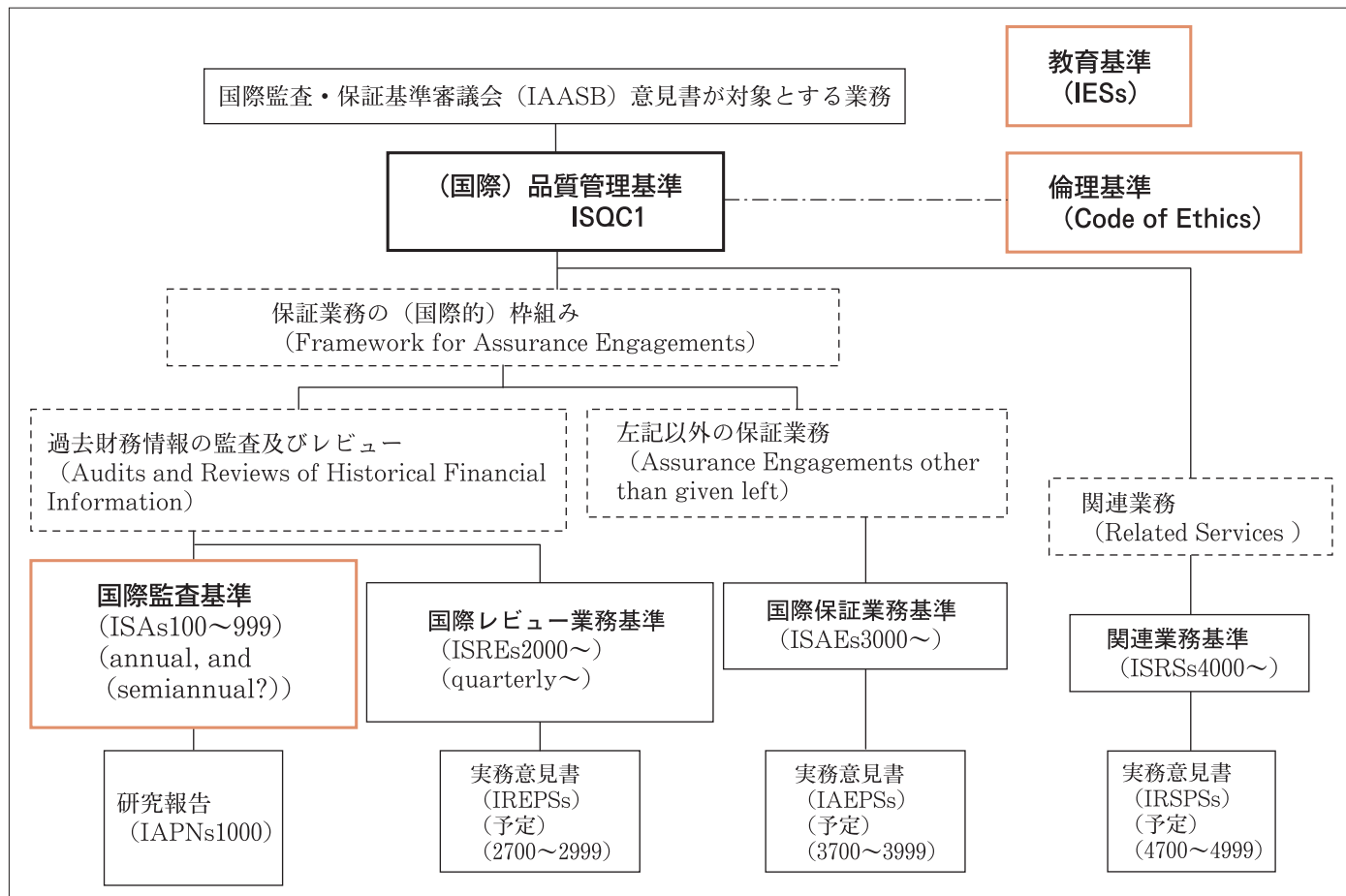
近年では、さまざまな分野で、これまでにないスピードで技術・経営革新が展開されている。特に、企業を取り巻く環境の変化は急速であり、3~5年を超えた企業の状況を見通すことは次第に難しくなっている。

図 8. 日本の監査基準とISAs



出所：筆者作成

図 9. 国際監査基準等の体系



出所：IFAC資料を基に筆者が作成

図10. 明瞭性プロジェクト完了後のISAsの姿

ISQC（財務諸表監査等に係る事務所の品質管理）		
Audits of historical financial information（財務情報の監査）		
ISAs 200～299	(8)	一般原則及び責任〈監査契約、監査調書、統治責任者とのコミュニケーション等〉
ISAs 300～499	(6)	リスク評価及び評価されたリスクへの対応〈監査計画、虚偽表示リスクの識別等〉
ISAs 500～599	(11)	監査証拠〈考慮事項、確認、サンプリング、継続企業、経営者確認等〉
ISAs 600～699	(3)	他の者の作業の利用〈特別な考慮事項、内部監査人・専門家の業務の利用等〉
ISAs 700～799	(5)	監査の結論及び報告〈意見形成、比較情報等〉
ISAs 800～999	(3)	特殊領域〈特別な考慮事項等〉

注1：従前の国際監査基準の構造に沿っているが、内容が全面的に改訂された基準もある。上記のほかに、ISAE3402の保証報告を考慮する見方もある。

注2：明瞭性プロジェクト以外には、監査実務書のIAPS1000s、レビュー業務関係のISRE2000s、保証業務関係のISAE3000s（pro forma、carbon emissions等）、調整業務関係のISRS4000s等がある。今後さらに、XBRL等の追加が予想される。

出所：IFAC資料を基に筆者が作成

図11. 監査の方法、意見表明、及び監査の立場

職業的懐疑主義 (professional skepticism)	ISA200		監査の場合の意見（opinion）：pass or fail?
継続企業の前提 (going-concern)	ISA570		無限定意見（unqualified）---（問題なし）
監査報告書 (auditor's report)	ISA700		限定意見（qualified）---（問題あり、ただし、表現は特定されているわけではない）
独立性 (independence)	Code of Ethics 290		不適正意見（adverse）---（著しい問題あり、ただし、表現は特定されているわけではない）
			意見差控え（disclaimer）---（否定・批判的立場から意見差控え）

（参考） 会計監査において、保証業務とは、過去財務情報についてその情報の利用者の信頼に対し、監査人が自ら入手した証拠に基づき一定の基準に照らして判断して報告する業務を指す。

この保証業務には、「合理的保証（reasonable assurance）」を提供する監査業務（audit）と、監査の水準には至らないが一定の信頼性を確保できる「限定的保証（limited assurance）」を提供するレビュー（review）があるが、この場合のreasonable/limitedの概念は、上記のunqualified/qualified/adverseとは次元が異なる。

出所：筆者作成

それにも増して、企業価値をめぐる議論は、混戦気味の観すら呈している。何が基本的な情報なのか、欠けている基本情報は何か……。

その場合でも、現在の経済体制の下では基本情報は財務諸表であり、依然として、その分析と評価が中核となる。そして、監査を受けた企業の財務諸表の情報は、セグメント情報を含め、有価証券報告書等とともに資本市場に当該企業の基本的な財務情報を提供する。バック・ミラーを見ながら運転する取得原価主義からフロント・ガラスを見ながら運転する公正価値への視点の転換は、将来の経営環境の把握をある程度有効にさせる。しかし、そこからさらに先にある将来の企業の姿は、上記の企業環境の変化に加え、特に、モデルによる公正価値の算定根拠の不確実性を考えれば、依然として茫漠としたものといわざるを得ない（この点については後述する。）。

いずれにしても、財務諸表に関連したウェブサイト情報、決算短信、格付け情報、信用会社情報、アナリスト・レポート等さまざまな付加的な情報が加わって企業情報が形成される。そして、機関投資家は中長期の要素を重視し（long-termism）、短期の投資家は株価の値動き情報、市場関係者が認識してこなかったようなサプライズ情報に着目する（short-termism）。アナリストはこれらさまざまな情報の軽重を分析する。そういうさまざまな情報が資本市場に持ち込まれて、株価なり資金調達金利が形成される。再度強調されるべきことは、これら各種の情報の基底をなすのが会計監査を経て発信される企業財務情報である。

もちろん、非財務の要素を織り込

んで包括的な観点からの企業価値をとらえてみようとする試みもある。近年、それは、統合報告（Integrated Reporting、IR）という動きとなって各方面から関心を集めている。その主眼は、財務的な企業価値の創出において、企業歴、経営戦略・成長戦略の内容（sustainability等を含む）、コーポレート・ガバナンスの状況、環境問題の配慮、労使関係等の要素の考慮が重要というものである。これらの非財務の要素がどのように財務的な要素に係るかを総合的に記述しようとする意図は分かるが、筆者は「統合」の意味に対してやや懐疑的である。現段階では、同じような財務的な企業価値を持つ企業が複数あるならば、企業の社会的責任（CSR）に加えて、どのような非財務的な要素が投資選好に影響しているかという動機の方に関心を持っている。

筆者は2012年11月下旬のケープタウンにおけるPIOBの会議において、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council、IIRC）のMervyn King議長と意見交換をするチャンスを得た¹⁰。IIRCは、主要国に事務局を置いて活動を展開しており、2010年のIIRCの創設時には国際会計士連盟（IFAC）も支援を行った。筆者のPIOBの同僚だったニュージーランドのJane Diplock女史もこのIRに関与し、また、IFACの前事務総局長だったIan Ball氏も退職後はIIRCの首席顧問に就いていること等を考えると、IRは監査を十二分に経験し熟達した監査人の応用分野ではなかろうかと考えている¹¹。

2-2. 企業の財務情報の限界

IRのような動きが示すように、企業情報の基となる企業の実態は今日

の世界ではきわめて複雑化している¹²。我々が持つ企業情報は氷山の一角にすぎない。ましてや、監査に係る法令的な責任等を考えると、財務諸表と監査人報告書が提示する情報はおのずから一定の制約がある¹³。

蛇足となるが、企業情報の中で事後的に最も興味を引くのは、日本経済新聞の「私の履歴書」に載るような経営者の生々しい奮戦の語り口である。また、上場企業ではないが、中小企業の経営改善のために地道な努力を続けている人々の話である¹⁴。企業活動の究極的なエッセンスは経営者とそれを取り巻く人々の情熱の発露であり、それを忘れた企業論議は「画龍点睛を欠く」と筆者は感じている。同時に、巨額な損失におびえてその隠蔽のために不正会計に陥った企業経営者、“neutron bomb”と揶揄された冷酷無比の経営者の離婚訴訟で明らかになった乱費に近い私生活、ギャンブルに身をやつした御曹司経営者等のワンマン経営も企業社会に陰花を咲かせた。これも企業社会の一端である。

いずれにせよ、今日の経済社会では企業情報は多岐にわたる。だが、資本市場を念頭に、そこでの主役である企業に焦点を絞れば、再び企業財務の中心である財務諸表が核となる。そして、国際的な金融危機（GFC）後の第二のうねりの中では、企業財務情報として、企業の財務の実態を反映する監査報告書を何とかして新たに取り入れようとする動きだった。欧州共同体（EC）の域内市場サービス総局（Internal Market and Services Directorate General）では、2010年前後に続いた破綻金融機関等に対する監査人の「無限定意見」に対し、強い疑問が示された

（「無限定意見」とISAsの関係については、36頁の図11、「監査の方法、意見表明、及び監査の立場」におけるISA700の欄を参照）。これは、ECの問題意識だけにとどまらなかった。筆者の理解では、この問題は監査報告書の在り方の問題として位置づけられ、2010年ごろから既に、米国の公開企業監視委員会（PCAOB）及び英国の財務報告協議会（FRC）によって口火を切られ、国際監査・保証基準審議会（IAASB）はこれらの動きと連動するような監査報告書の基準（ISA700番台を中心とする）改訂の審議に踏み出した¹⁵。

3. 監査基準等の見直しと改訂

3-1. 監査報告書の大幅な見直し

上記の監査報告書（auditor reporting）に係る監査基準の見直しは、IFAC改革（2003年）以降、そしてPIOB設立（2005年）以降、おそらく最も重要な監査基準の改訂となるものだった。その議論の展開は、IAASBを中心にみると以下のようになる。

IAASBは、2011年に審議を具体化した。その目的は、監査報告書としての価値と妥当性（value and relevance）を高め、いわゆる被監査企業・監査人からの発信情報とそれを受け取る資本市場・投資家との間の情報・期待ギャップ（information and expectation gaps）を埋めることにあった。真摯なArnold Schilder議長の下で審議が進められ、筆者がPIOBの任期を終えた2014年春の時点では、主要な論点はかなり煮詰められていた¹⁶。これらは、一般の人々にはきわめて分かりづらいものだが、現代の監査論においては中枢に触れる問題である。

その後の議論については十分フォ

ローできる立場になかったが、IAASBは、2014年9月に審議を終え、新規のISA701（監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション）と関係するISAsをPIOBに提出し、同年12月にPIOBによって承認され、2015年1月に公表した。なお、上記の新規・改訂の監査基準は、2016年12月から適用される。

この監査報告書の論議のエッセンスは、筆者の理解するところでは、監査人がTCWGと討議（communication）した監査事項の中で最も重要なものと監査人が判断した事項（Key Audit Matters、KAM）を監査報告書に記載するとされ、そのために新規にISA701が設けられた点にある。これは、従来の“boiler plate”と揶揄された常套語による定型的な（あるいは“binary”と揶揄された単純な）監査情報に対して、実施した監査の透明性を高め、結果として財務諸表の利用者の理解に資することを目的としている。

それは財務諸表を離れた企業の財務問題を扱うものではなく、TCWGの討議とは無関係な事項を含むものでもない。したがって、投資家等が関心を持つ企業の財務戦略を議論するものでもなく、あくまでも当該年度の財務諸表の監査に係る事項の中で最も重要となるもの（constitute the most relevant matters during the audit）という位置づけになっている。

上記の監査報告書の基準設定・改訂は、その影響が多くの問題に及ぶために、監査基準の新設・改訂に向けて十分な準備、市中協議（public consultations）、そして、注意深い文書作成と最終化の努力が数年にわたって行われてきた。新規のISA701のほか、改訂されたISA700は、監査

報告書の中に監査人の独立性と職業倫理の規則の遵守についての記載（a statement relating to the auditor's independence from the audited entity and his compliance with relevant ethical requirements）、監査責任者の名前の開示（the disclosure of the name of the audit engagement partner）、経営者の財務諸表の作成責任と監査人の責任についての記述（detailed descriptions of both the auditor's and management's responsibilities）等を取り上げている¹⁷。

3-2. 倫理基準における独立性の要請の強化

監査報告書としての価値と妥当性を背後から支えるのが、職業的専門家としての監査人と被監査企業の関係を律する倫理基準である。国際的には、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理基準の改訂作業が2009年7月に一応完了したことを既に述べた（本稿（第1回））。その後、倫理基準については、「違法行為への対応」¹⁸の問題を中心に議論が進められてきた。IESBAとしては2014年に主要地域で円卓会議を開いて議論を重ね2015年に入って早期に再公開草案を提出するとしていたが、同審議会のJörgen Holmquist議長の急逝、その後の（前PIOB議長だった）Stavros Thomadakis 議長の就任（2015年1月）によって、さる9月に出されたばかりの戦略作業プラン（Strategy and Work Plan, 2014-2018）に沿って、新たな取組みが始まっている。

倫理基準の適用については、日本で、公認会計士法等の法令等によって定められた職業倫理及び独立性に関する規定とともに、日本公認会計士協会（JICPA）がIESBAの倫理基

準に整合する倫理規則を制定し解釈指針を公表して、倫理問題の法令的なインフラを整備している（前出の図8。「日本の監査基準とISAs」を参照）。国際的には、倫理基準の在り方は監査人の法的責任とも関係するため、EUの中でもすらも倫理基準の採択・解釈はさまざまである。一方で、会計監査業務の国際化を考えれば、倫理基準は統一化すべきであるという議論もあるが、他方では果たして“one size fits all”が適切かどうかという議論もあり、今後の動きは必ずしも歩調がそろっているわけではない¹⁹。例えば、監査人のローテーションの問題にしても、末尾（46頁）に添付した「（参考）：監査人のローテーション：主要国比較」が示すように、主要国の間でも異なっている。ましてや、「違法行為への対応」の問題は、「監査人としての守秘義務」と「監査人としての公益に係わる責任」との間の調整問題であり、結論は相当に難しいという感慨を持ちながら、筆者はPIOBの任期を終えた。

IESBAの扱う問題の難しさは、筆者もPIOB審議の過程で実感した。以下ではその一例を示そう。

2009年の段階では、監査人の独立性について、倫理基準の改訂版においては「不注意にもこの規則の規定に違反した場合（inadvertent violation）、その違反が発見された後すぐに是正され必要な対応措置が適用された場合には独立性の原則に必ずしも反さない」という趣旨の内容となった。

PIOBの内部では、このような改訂案は再度公開（re-exposure）にすべきではなかったか、改訂のプロセスは正しく踏まれていたか等の議

論が戦わされた。証券監督者国際機構（IOSCO）等は改訂案に厳しく反発したが、その反発は既にパブリック・コメントの期限を過ぎていた。しかし、IOSCOの立場は、依然として、独立性の問題は重要なものであるという厳しいものだった。そして、欧米等の会議では、IOSCOが主要メンバーであるモニタリング・グループ（MG）とIESBAが置かれているIFACとの間には緊迫した関係が生じていた。そのピークは2009年10月の下旬に入りかけていたころだった。東京では、筆者も出席したIESBA会議の真最中の10月20日の夕食時に、IESBAのRichard George議長が（国際電話のため）突如として姿を消したことがあったが、その後の同議長の雰囲気等から察して、筆者はそれが当時の緊迫した状況を反映したものではなかったかと推測している。この対立は、2010年11月の（本稿（第1回）で述べた）MG-PIOB-IFACのEffectiveness Reviewの議論にまで大きく影響した。

その後、IESBAの新議長に就任したKen Dakduk氏は収拾に乗り出し、“inadvertent violation”から“breach of requirement”というとらえ方に切り替え、見直しの道を拓き、現在の“Non-Compliance with Laws and Regulation”（NOCLAR）のプロジェクトにつなげたと筆者は理解している。同議長が2012年に退任するまでの倫理問題をめぐる対内外の調整は大変だったと思うが、対処の方向を探り任務を果たした同議長の退き際は見事なものだった。

4. 監査報告書等の問題に対する筆者の個人的な感慨

IAASBとIESBAが上記の監査報告

書の問題と倫理基準における独立性の問題にそれぞれ真剣に取り組んできたことは高く評価されよう。しかし、それ以外に、一般の人々にはすぐに理解してもらえない、テクニカルではあるが重要な問題がある。

以下では、PIOB等の場で正式課題となったものではないが、夕食やティータイム等のインフォーマルな場で話題となり、筆者が考えさせられた問題のいくつかをご参考のために書き記しておきたい。

(1) KAMは、既存のISAsにある監査報告書における「強調事項」、「その他の事項」等の議論とは異なり、監査人が監査の過程で最も重要と判断した事項について記述するものである。今次の監査報告書をめぐる監査基準（ISA701）の書き方は、監査人がTCWGと討議した事項から（from the matters communicated with those charged with governance）、監査人が監査において関心を払った事項（those matters that required significant auditor attention in performing the audit）を監査人が決定する（shall determine）こととなっている。その際、監査人は、①重要な虚偽表示のリスクが高い領域等（areas）、②不確実性が高いと識別された会計上の見積り等、経営者の重要な判断を伴ったと監査人が判断したもの（significant auditor judgments）、③当期において発生した重要な事象・取引の監査への影響（effect on the audit）を考慮しなければならないとされている。

このような記述から具体的な事例をすぐに思い浮かべることは今の段階では難しい。筆者は、資産評価法等を含む会計方針の変更の背景、営業権（のれん）の減損等の判断、モ

デルに基づく公正価値評価等の可能性が将来でてくるのではないかと推測しているが、予断は許さない。2016年から新たな監査報告書が登場し、それが新たな試みを産み出し成果を収めていくためには数年を要するかもしれない。そして、グッド・プラクティスの事例が学ばれ改良が加えられていくという意味では、国際的な知見がますます重要になっていくのではないかとみている。

金融経済論を専門分野にしてきた筆者は、かねてからGFCの一端となった過大な負債比率のような問題はどのような扱いになるのだろうかという疑問を持っていた。このような企業の財務戦略に係る問題は、監査の領域には通常入ってこない。おそらくこれからもそうであろう。

しかし、筆者は個人的には、過度に高い負債比率は、GFCが示したように、特に、金融機関にとっては致命的な問題になったと考える。そして、前述したROEは資本構成（レバレッジの問題）と密接に関係する。企業金融（ファイナンス）論の観点からROE問題をみると、レバレッジを効かせれば総資産利益率（ROA）が一定でもROEを上昇させることは十分可能である。社債を発行して自己株を取得し消却すれば（reverse debt equity swap）、同じROAの下でROEは上昇する。また、内部留保を配当に回せば、自己資本は減りROEは上昇する。

2008年のGFC以前の金融バブル期に、欧米の投資銀行等には30～40倍をはるかに超える異常なレバレッジを働かせたケースがあった。レバレッジ規制はその後厳しくなったが、バブルの主要な一因になったことは否定できない。リーマン破綻に典型的

に示されたように、金融混乱に突入り資金繰りがつかなくなった結果、破綻に追い込まれた例はいくつかある。また、仮に借入にめどがついても、借入コストを下回るようなROAが続く場合、もたらされるのはやはり悲惨な結果であり、企業の継続性に大きく影響する。

監査は法的責任を伴うため、その守備範囲は実証的な分野におのずから限定される。これに対し、財務戦略等は裁量性のある企業の経営判断の問題と一般に考えられている。それでは、過度に高いレバレッジの（あるいは急速にレバレッジを高めた）企業は、監査の領域から外れてしまうのだろうか？

おそらく、この問題は監査においては継続企業の前提の観点から監査人がどういう判断をするかということになるのではなかろうか。継続企業の前提に疑義があると判断した監査人はTCWG等と議論を行う。強い疑義が残る場合には、監査人としても監査報告書において何らかの意見を表明することになるだろう。筆者が以前から持っていた疑問は、それがKAMとなるのだろうかというものだった。

今次の監査基準の議論においては、このような継続企業の前提に係る不確実性の問題は、ISA701のKAMではなく、ISA570の継続企業のカテゴリとして不確実性区分に記述されることになったと筆者は理解している。なお、この点に関連して、筆者は、PIOBが（おそらく上記のレバレッジの問題ということではないかもしれないが、一般的な形で継続企業問題を念頭に）コメントを付して監査報告書関連の諸基準を承認したと理解しており、この点は本稿を

通じて強調しておきたい^{20・21}。

(2) なかなか明快な答えが得られなかった筆者の疑問は、一概に不正会計とはいいい切れない会計と監査の（周辺の）問題である²²。これらの問題は、会計監査の分野では既に相当議論されているかもしれないが、筆者を含めてエコノミスト等の方ではまだ十分消化されておらず、散発的な理解にとどまっている。

（2-1）利益調整（earnings management/adjustment or creative accounting）の扱いについては、一般に認められた会計基準の枠内の裁量的行為であれば監査の問題として取り上げることはないように思う。よく例に挙げられるのは、ビッグ・バース（big bath（風呂での垢だし））²³といわれ、一挙にリストラ費用を計上したり不良資産を処理したりするものである。また、利益平準化のために引当金を利用し業績が好調な時に必要以上に計上し不調な時に取り崩すという会計手法（cookie jar reserves or accounting）も知られている²⁴。これらの場合、当期の利益は相対的に過小になるのが普通であり（逆粉飾？）、その逆、すなわち、当期の利益の過大計上は、粉飾決算ではないかとみなされる傾向にあると筆者は理解している。国際財務報告基準（IFRS）や米国基準では、必要以上にリストラ費用（リストラ引当金）を計上できない模様だが、日本はどうなっているのだろうか？ 筆者のこの非対称性の認識は正しいのだろうか？ より一般的に言えば、会計基準の次元で会計の保守主義が強い場合に裁量的な余地がでてしまうが、保守主義的な会計処理は、監査上、どこまで許容されるのだろうか？ 国際的には、どのような微

妙な違いがあるのだろうか？

(2-2) 費用の資産計上の問題もある。例えば、研究開発費は、それが実を結ぶのであればそれに要した費用は利益を生む無形の資産を形成したとみなすことができる²⁵。仮に、研究開発費用の一部が資産化でき、その会計基準が明確になったとしても問題は解決しない。将来のキャッシュ・フロー自体不確実なものであり、また、それを現在価値に引き戻す割引率は、当該企業が置かれた市場等に影響されるという特異性(idiosyncrasy)のために一律的に決められず往々にしてご都合主義(opportunism)に陥ることがある。仮に、明確な会計基準が作成されても、その解釈・運用を国際的に統一することは困難であろう。他方、費用の資産化の曖昧な解釈は、World Comのような問題を引き起こす²⁶。いずれも、監査の問題に帰着する。

また、将来のキャッシュ・フロー問題にからむ資産評価法は、「のれん」の場合にもみられるように、財務諸表に大きな影響を及ぼしかねない。似た問題は、税効果会計の問題にもみられる。繰延税金資産の回収は、将来の課税所得の水準の見積りいかに依存するが、日本では2000年代に入ること、繰延税金資産について深刻な監査の問題を招来した。

このような問題は、企業が行った支出がどのような要件を満たした時に資産としての性質を持つことになるのかという点が必ずしも明確だとはいい切れないことに起因する。それは、会計基準が整備されても、割引率のように企業側に何らかの裁量が残る場合には、監査上、グレーの部分をもたらされる。

(2-3) 負債の再評価益の扱いは

多方面から議論を呼んだ²⁷。GFC後の苦境期に金融機関の信用力は低下した。一部の投資銀行は自行の債務(債券)の評価額が低下したことを根拠に負債の再評価益を計上したが、他の投資銀行はそうしなかった。これは、米国基準が評価益の計上を認めていたのに対し、IFRSは一定の要件を満たさない限り負債評価益を認めない立場を採っていたからである。PIOBの会議でも、この問題は非公式の話題となったことがあったが、負債は時価にかかわらず法的責任額を計上すべきであるという法律論と、経済的な意味での時価評価は理論的には理解できるにしても直観に反する(counter-intuitiveness)という感覚論の狭間に置かれているという意見交換にとどまった。

金融機関の場合、監督当局の政策的な指導という要素もあり問題は簡単ではないが、繰延税金資産や債務の再評価益の採択いかに、仮に金融機関の裁量に委ねられた場合の監査の立場はどのような考えたらよいのだろうか？ 監査人は、一般投資家等の財務諸表利用者とのコミュニケーションの方向を向いた途端に舌を噛むような状況に陥ることにならないだろうか？ しかも、監査人には、被監査企業の監査委員会等との対内的なコミュニケーションだけでなく、投資家等との対外的なコミュニケーションの重要性も指摘され、またその成果が期待されている²⁸。

(2-4) 最後に、公正価値の議論がある。公正価値の問題は、監査論では、財務諸表の作成と記載内容そのものに対する責任が企業側にあり、監査人は財務諸表に対して表明する監査意見と監査報告書の記載内容に責任を持つ、という二重責任の原則

の下で、企業側の見積り・判断という分野に立ち入り難いせいか、(ISA 540を除いて)あまり議論されない。しかし、会計学の本には至るところに出てくる。そして、企業の経済的実態を反映するための「公正価値の測定(fair value measurement)」の重要性が論じられる。

GFC直後の金融市場の逼迫時には、この公正価値の問題は、その測定結果いかに直に各国の金融機関の評価に大きく影響するおそれがあったために政治的な色彩すら帯びた。そして、「公正価値の測定」はその妥当性を証明する監査の議論が付随した。

2008年後半以降の主要国の金融監督当局の疲労困憊した状況は、会計監査関係の多くの人々の強い関心事となった。そういう困難な時期を経た2011年5月に、国際会計基準審議会(IASB)は米国財務会計基準審議会(FASB)との連携の成果としてIFRS13「公正価値測定」を公表した。監査の方では、既に2008年ごろには、複雑な金融商品の評価法をめぐって、どのような問題が生ずるかがISA540等に関連して真剣な議論となっていた。その後、この問題はIASBとIAASBの間で、“auditability”あるいは“verifiability”(ある会計基準が導入される場合に監査の立場から効果的に監査を実施できるかどうかという問題)として真剣に議論された²⁹。

公正価値の議論は、批判を呼び起こしている側面もある。本稿では、公正価値のその考えが負債にも適用される場合に³⁰、企業の信用リスクの高まった時に当該企業の負債の価値の下落とそれに伴う当該企業の負債の評価益の計上という「直観に反

する」ような側面に触れたが、それ以上の内容には立ち入らない。

ただ、公正価値 (fair value) という名称はミスリーディングかもしれないという関係者の意見には少なからず共感を覚える。「市場価格 (market value)」は、活発な市場取引の中で産み出されたものであれば信頼に足る。これをレベル1とすれば、これに代替し得るレベル2、さらにその次のレベル3というように確度が異なるものを一括りにして公正価値と呼称し、レベル1～3の順序で公正価値を測定していくこととされている。だが、将来に想定されるキャッシュ・フローを想定し（前述したように議論の余地のある割引率を含む）モデル計算でその価値を測定して得られる公正価値は、果たして「公正」の名にふさわしいだろうか？ それはあくまでモデル計算価値 (modeled value) なのではなからうか³¹？

取りとめのない話になってしまったが、PIOBの7年あまりの在任中にさまざまな論議に遭遇した。とりわけ、GFCを挟んだ4～5年の時期には、レボ取引のからくりを含むリーマン破綻問題を正面から調査した膨大なValkas Report (2010年)も現れた。そこには、生々しい金融事情と会計処理の実態があった。かつてPIOBのボード・メンバーだった中平幸典氏は、2006年ごろ、監査基準等の決定プロセスにおける独立性、透明性そしてデュー・プロセスの重要性を強調していたが、その後GFCを通じて監査の問題・欠陥が指摘されるにつれ、PIOBの議論の内容は監査基準の内容に立ち入る機会が増えていった。

PIOBのボード・メンバーは、監督経験者、学者、弁護士、会計士等の経歴を持つ多士済々だった。経験・博識・示唆に富んだ人物Sir Bryan Nicholson (英FRC元委員長、英産業連盟CBI元会長)、保険監督・数理の権威であるばかりでなく記憶と議論の整理に抜きこんでたMr. Michel Hafeman (元カナダ金融機関監督副長官)、地味だが鋭くポイントを突くMr. Chandrashekhhar Bhavé (前インド証券取引委員会委員長)、豊かな会計監査の経験と知識そして開放的なMr. Robert Ward (前豪会計士協会会長、現豪・NZ会計士協会会長)、そしてリーダーとして豊かなバランス感覚を持ったProf. Stavros Thomodakis (前PIOB議長、現IESBA議長) やMs Jane Diplock (元IOSCO議長)、また、IAASB議長となったProf. Arnold Schilder氏等の諸氏が名を連ねた。そこでの議論は、監査基準設定等のデュー・プロセス／透明性、基準設定審議会 (SSBs) とその諮問助言グループ (CAGs) の運営／人事、主要国の会計監査分野の動向等が中心だったが、必要に応じて監査問題の背後の事情等にも踏み込んだ。議論は真剣だった。

〈注〉

- 1 TCWGは、ISA260によって定義されている。これは、財務報告プロセスの監視を含めた企業の戦略的方向性の監視に対する責任と企業の説明責任に関係している義務を負う者を指すが、国によっては、執行メンバー等の経営者等を含むことがある。
- 2 時間的な順序は前後するが、2014年に政府の「『日本再興戦略』改訂2014」(6月)、金融庁の「コー

- ポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」の「コーポレートガバナンス・コードの基本的考え方（案）」(12月)、同じく金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」(2月)のほかに、経済産業省が取り組むプロジェクト「持続的成長への競争力とインセンティブ」の最終報告(いわゆる「伊藤レポート」(8月))が相次いで出された。これらを踏まえて、(監査等委員会設置会社の導入を含む)改正会社法が2015年5月に施行される。
- 3 この分野で日本よりも2～3歩先をいく英国の財務報告協議会(FRC)の“Extended auditor's reports” March 2015を参照。
- 4 「伊藤レポート」では、日本企業の低いROEについて、「日本企業の低ROEは売上高利益率、つまり事業の収益力の低さによるところが大きい」として、「資本コスト」とROEをめぐる認識のミスマッチ(論点3.2)で具体的な議論を展開している。しかし、財務テクニックの問題にあまり言及しない理由が判然としない。
- 5 国際的な観点から2007年に監査問題全般について関係者とのインタビューを通じて得られた結果は、“Financial Reporting Supply Chain – Current Perspectives and Directions”として2008年に公表された。
- 6 監査のコスト・ベネフィットの観点からも、“compliance rules are forcing auditors into excessive documentation that slows the process and increases fees”という意見を紹介している。
- 7 同ペーパーの19頁(the debate: principles or rules?)を参照。
- 8 同時に、両主義の今後の建設的な議論の整理として“First you need strong concepts, then objectives and then reasonably consistent application, guidance/rules.”という意見を紹介している。
- 9 IFRSと米国基準のコンバージェンスの議論(2002年の「ノーウォーク合意」)の影響もあり、日本でも2007年に国際会計基準審議会(IASB)と日本の企業会計基準委員会(ASBJ)の「東京合意」によるコンバージェンスの動きが始まった。その後、日立、東芝、大手商社等を含めIFRSの任意適用は急速に拡大しているが、強制適用は行われていない。
- 10 同氏は、南アフリカ共和国の最高裁判事の経歴を持ち、その後は実業界に入り、コーポレート・ガバナンスで有名なキング・レポート(King Report I, II, III (1994～2009年))で知られている。イングランド銀行の前総裁と同名だが、まったくの別人である。なお、IIRCは、英国王室のCharles皇太子のCouncil of Sustainabilityの支援も受けている。
- 11 日本でも、「統合報告の東京フォーラム」が2012年に開催され、また、最近では東芝やNTTを含め140社を超える企業がIRを作成している。ただし、①IRのカバレッジが広いためにどのような体系化が適切なのかという疑問や、②協和発酵キリンのように、IIRCの「統合報告書フレームワーク」を踏まえた統合報告書を、従来のアニュアル・レポートとCSRレポートを統合して「アニュアルレポート」という名称で公表する等の対処を考えると、定着には時間がかかろう。他方、バスに乗り遅れまいとする動きも現れている。
- 12 日本では、企業を取り巻く制度的な環境は、1990年代後半の会計ビッグバンや2003年の委員会等設置会社の導入、2005年の新会社法等を背景に、きわめて速いスピードで変化してきたが、これを契機とする文献、出版物等は夥しいものとなった。これを揶揄した「印税御殿」という表現もみられた。このような日本の動きは、内向き志向であり、海外の関係者にはよく理解してもらえていないのではないかと筆者は危惧している。
- 13 筆者は、現下の状況を次のようにたとえている。企業経営者(主役の相撲取り)は企業社会(円形ではない凹凸の激しい土俵)で多国籍かつ変幻自在の多数の企業等(ヌエのような相撲相手)と複雑な取引(四十八手では律しきれない怪奇技)で息長く取り組みあう。その取組みの過程は内部統制報告、財務諸表等に表示される(砂かぶり席<溜まり席>にさらされる)。しかし、企業経営者自身ですら、経営の細部は分かりづらい(伸びきった手足の先は痺れて無感覚)。そういう中で、CGコード、SSコード等の整備が進む(柵席の掛け声が響き渡る)。そして、複雑な企業取引や業績に比べ監査の結果は不明瞭な決まり文句でしかない(行司役の軍配は東西、南北あるいは上下のどこを指しているのか)。
- 14 一例として企業経営診断士 石川征郎『人事改革実践ハンドブック

ク』三恵社、2014年を参照。

15 具体的な経過については、
www.ifac.org/auditing-assurance/
projects/auditor-reportingを参照。

16 これらは、(a)監査上の主要な事項 (Key Audit Matters) (監査報告書に新たな追加事項として項目を設け、監査途上で問題となった主要な問題を監査人の判断で記載)、(b)継続企業の前提問題 (Going Concern Assumption) (継続企業の前提に関連する重要な不確定要素 (material uncertainties) についての監査人の記載)、その他、(c)監査報告書における監査責任者 (engagement partner) の名称の明示等だった。

17 IAASBのこれまでの審議経過については、IAASB委員であった関口智和氏が「会計・監査ジャーナル」に、会議報告を掲載してきている。上記の監査報告書の問題については2015年3月号 (Vol.27 No.3、pp.27-34) を参照されたい。

18 例えば、「被監査企業の疑わしい違法行為」について、監査業務に従事する会計事務所等に所属する職業会計士 (Professional Accountants in Public Practice) と企業内会計士 (Professional Accountants in Business、PAIB) による当局等への報告責任がそれぞれの国の守秘義務規定にどこまで優先 (override) できるかという問題がある。なお、このような議論は、従来、Suspected Illegal Act (SIA) と呼ばれてきたが、2013年以降は一般化してNon-Compliance with Laws and Regulation (NOCLAR) という名称となった。

19 倫理基準 (Code of Ethics) は、冒頭で “This Code --- establishes

ethical requirements for professional accountants. A member body of IFAC or a firm shall not apply less stringent standards than those stated in this Code” としており、いわば最低限の遵守を要請する性格のものである。すなわち、ISAsのように具体的な監査問題に対する「処方箋」とは異なり、最低限の基準 (各国、特に先進国はそれよりも厳しい倫理基準設定が想定されている。) を示している。したがって、倫理基準の実情は、各国間の法制度の差異を無視できないものとなっている。他方、(企業の国境を越えるM&Aのような場合) 異なる倫理基準がもたらす問題を考えると、統一的な倫理基準の下で “conflicts of interest” のような問題を防ぐことができるとして “to establish the Code as a global standard” の重要性を強調する考え方もある。

20 PIOBの “info@ipio.org” (dated January 15, 2015) を参照。これによれば、監査報告書に係る新規・改訂の基準について承認するとしつつも、“The PIOB communicated to the IAASB Chairman its disappointment about the final outcome regarding Going Concern. In the PIOB's view, the final outcome in this standard does not fully meet the Public Interest. To further strengthen public confidence and contribute to overall financial stability, the IAASB is strongly encouraged to further liaise with the IASB in order to arrive at a solution as early as possible that better meets the public interest and that will enable a holistic approach to

this standard.”とコメントしている。

21 監査人の懐疑心（professional skepticism）は、筆者の理解では、虚偽表示をもたらす可能性のある不正・違法行為の存在に注意を払うことであり、実証的な問題が基本である。しかし、筆者が提起したかったのは、継続企業の前提を含め、節度を越えた財務問題に対する監査人の認識と対応（awareness/perception/insight、reactive mindset/judgment）をどうすれば具体的なものに移せるかという疑問である。

22 この分野の議論は参考文献に苦勞するが、筆者は日本政策投資銀行設備投資研究所の一ノ宮士郎氏（現 専修大学経営学部准教授）の経済経営研究の一連の成果、及び、須田一幸他編著『会計操作』ダイヤモンド社、2007年等を参考にした。

23 膿出し、V字型の業績改善動機の決算手法、“kitchen sink”といわれることもある。

24 米国では、投資家の判断を誤らせるおそれがあるとして上場企業等については認められていない。しかし、米国以外の状況はよく分からない。

25 日本では、1990年代まで繰延資産として一定期間にわたって償却することを認めていた。また、IFRSは、要件を満たした部分を資産計上することとしている。しかし、今日の日本や米国では、共に費用計上とされている。

26 2002年のWorldComの破綻は、費用計上すべきだった電話回線費用を資産計上したことが契機だった。すなわち、同社は、回線費用

を支払うことで将来の収益の獲得の機会がもたらされるとして資産計上を行い、その妥当性が争われた（その回線費用を設備投資として扱ったため固定資産が過大に計上され、利益が38億ドルの過大表示となった。）。結局は（意図的な）粉飾決算であり、アーサー・アンダーセンはそれを見逃したと判定された。この事件は、会計監査史上、粉飾決算の典型として語り伝えられている。

27 社債を発行した企業は、市場からの信頼の低下で（あるいは金利状況の変化で）当該企業発行の社債価格が下落した時に、その社債を市場で買い戻せば、下落分だけ負担が少なくなる。実際に買い戻さなくても、企業の信用力が低下すれば負債評価益が生じる。しかし、信用力が低下したのに評価益が生じるというのには、“counter-intuitive”という直観に反するという違和感が生じる。その取扱いは、貸借対照表上で包括利益として計上できるか、損益計算書上の利益としては認められるか等々の議論を巻き起こした。

28 前述の“Financial Reporting Supply Chain”の議論を参照。

29 さまざまな前提条件の上に成り立っている金融商品・取引については、専門家同士ではそれぞれ独立した取引者として対等の議論が可能である。しかし、一般の個人投資家等については、独立した「買手」の「責任」（“Caveat emptor”（Let investors beware））という前提で議論するには限度がある。

財務諸表や会計監査等については、見方いかんでは異なったもの

に見えるという、認知心理学で使われる「老婆と若い女の図」（（polisemic picture）の多義性）の基礎を理解してもらう必要がある。

今日の複雑な財務の世界では、落語の「時そば」を卒業して「壺算」（つぼざん）の段階に入っているかという質問については、筆者は「それは違う。落語の方は詐欺師だが、財務の方は論理がある。ただ、不確実な前提条件のために、結果としては五十歩百歩の違いかもしれない」と答えている。

30 IFRS13における公正価値測定フレームワークと公正価値ヒエラルキーを参照。そして、これは、金融商品だけでなくすべての資産（又は負債）に適用され得る。

31 IFRSや米国基準では、公正価値の測定において市場価格によるものかモデルによる評価なのかを注記で明らかにすることとされているが、日本基準では必ずしも注記が明確に求められているわけではない。

(参考)：監査人のローテーション：主要国比較

各国 の規準	監査 チーム	主要なパートナー (key audit partner) (A)	左記以外のパート ナー (B)	パートナー以外の 会計監査人 (C)	備 考
					パートナーは監査法人における地位を指す。なお、Key audit partner (単/複) は、チームの筆頭業務執行社員等を指す。
倫理規程 (Code of Ethics)		7 年	—	—	インターバル：(A) 2 年
米国		5 年	7 年	—	インターバル：(A) 5 年、(B) 2 年
日本		5 年	7 年	—	インターバル：(A) 5 年、(B) 2 年
EU		これまでの加盟国 基準が前提	欧州監査改革：(A) ローテーション：7 年、インターバル：3 年 また、パートナーのみならず監査法人に対しても10年のローテーション期間（ただし、延長については被監査企業が監査人を入札で選任する場合には10年、したがって、最長20年）、（同様に共同監査の場合は14年、したがって、最長24年）、監査法人のインターバル：4 年		
	ドイツ	7 年	—	—	インターバル：(A) 2 年 (欧州監査改革の採択?)
	英国	5 年	—	—	インターバル：(A) 5 年。なお、FRC (英国財務報告評議会) の監査法人入札 ルール (2012年実施)：10年後に入札
	仏	6 年	—	—	インターバル：(A) 2 年 (欧州監査改革の採択?)
	蘭	7 年	—	—	インターバル：? 監査法人のローテーションは 8 年に緩和、 インターバルは 2 年 (欧州監査改革の採択?)

出所：金融庁の資料を基に筆者が作成

* 必須研修科目「監査の品質及び
不正リスク対応」研修教材

教材コード J 0 3 0 3 8 0



研修コード 3 0 0 3

履 修 単 位 1 単位